

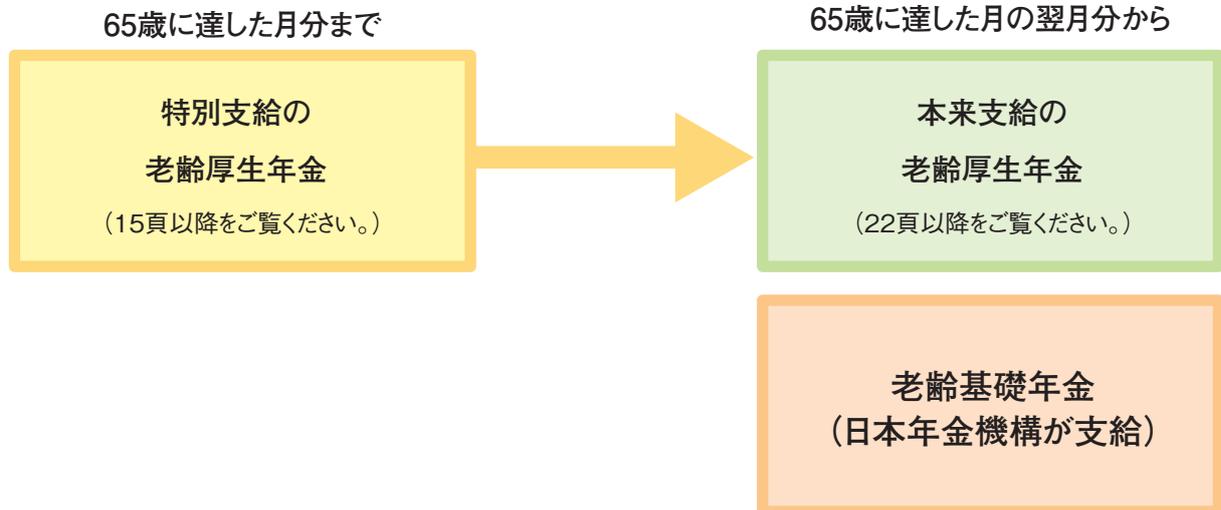
第3

老齢厚生年金

老齢厚生年金は、原則 65 歳から支給されることとなっていますが、当分の間、特例により「特別支給の老齢厚生年金」として生年月日に応じた支給開始年齢から支給されることとなっています。

この「特別支給の老齢厚生年金」を受ける権利は 65 歳に達した時点で消滅することとなり、65 歳からは改めて年金の請求をしていただくことにより「本来支給の老齢厚生年金」が支給されます。

- 特別支給の老齢厚生年金 65 歳まで支給 (15 頁以降をご覧ください。)
- 本来支給の老齢厚生年金 65 歳から支給 (22 頁以降をご覧ください。)



【退職共済年金（経過的職域加算額）について】

原則として、平成 27 年 9 月以前の組合員期間を有する方は、老齢厚生年金とあわせて退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。(33 頁以降をご覧ください。)

1 特別支給の老齢厚生年金（65歳まで支給）

受給要件

特別支給の老齢厚生年金は、昭和36年4月1日以前に生まれた方で次の①から③までのすべての要件を満たしているときに支給されます。

なお、在職中は、原則として年金の支給は停止されますが、年金の月額と総報酬月額相当額（賞与を含めた1か月あたりの賃金の額）の合計によっては年金額の一部（または全部）が支給されることがあります。（詳しくは30頁以降をご覧ください。）

- ① 下表（注1）の支給開始年齢に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること（注2）
- ③ 被保険者期間が1年以上あること

（注1）支給開始年齢について

昭和28年4月2日以後に生まれた方の支給開始年齢は、生年月日に応じて次の表に掲げる年齢となっています。

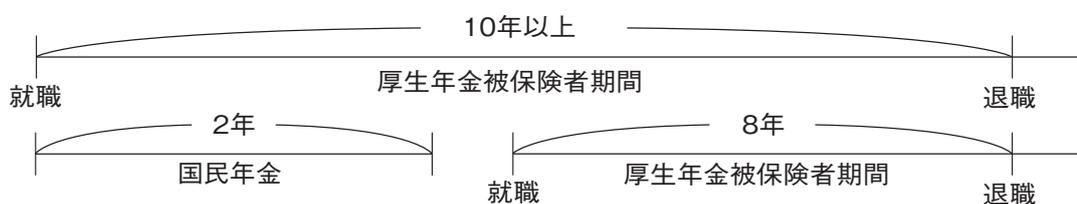
生年月日	支給開始年齢
昭和28.4.2～昭和30.4.1	61歳
30.4.2～ 32.4.1	62歳
32.4.2～ 34.4.1	63歳
34.4.2～ 36.4.1	64歳

(注2)「保険料納付済期間等が10年以上あること」について

保険料納付済期間等とは、国民年金法の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間をいい、具体的には、厚生年金の被保険者期間（平成27年9月以前の共済期間を含む）や、国民年金の第1号、第3号被保険者期間などを合計した期間をいいます。

したがって、公務員等としての第2号厚生年金被保険者期間だけで10年以上あるときだけではなく、他の種別の厚年被保険者期間や国民年金の第1号、第3号被保険者期間などと合わせて10年以上となれば、「保険料納付済期間等が10年以上あること」という要件を満たしていることになります。

■保険料納付済期間等が10年以上の例



◎ 請求手続き方法は、86頁以降をご覧ください。

基本的な年金額

原則として、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の特別支給の老齢厚生年金の額は、以下のとおりです。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額}$$

(注) 報酬比例額については、19頁をご覧ください。

特例による年金額

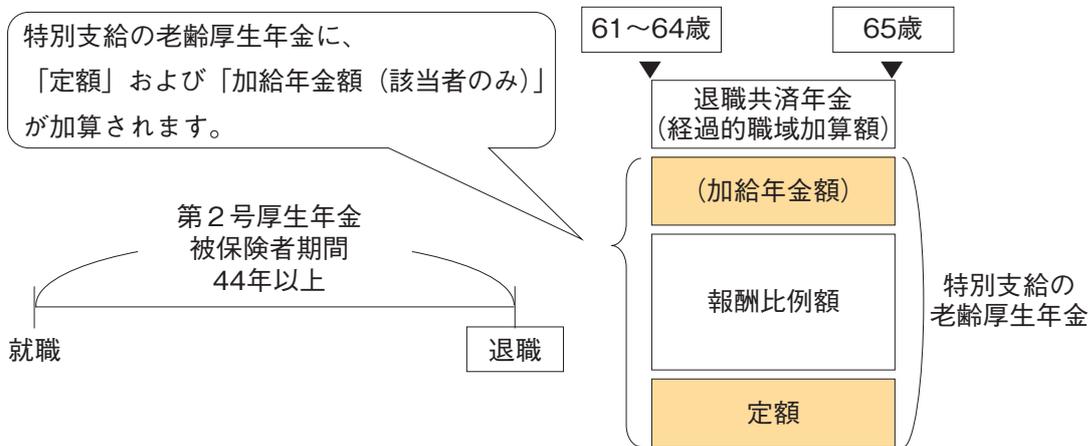
(1) 長期加入者特例

昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方（支給開始年齢に達している方に限ります。支給開始年齢は 15 頁参照。）で退職し、かつ、第 2 号厚生年金被保険者期間（注）が 44 年以上あるときは、特例による年金額を受けることができます。

これを「長期加入者特例」といい、基本となる報酬比例額に特例として定額および加給年金額（該当する場合のみ）が加算された年金額を受けることができます。

（注）他の種別の厚生年金被保険者期間は合算されません。

$$\text{年金額} = \text{定額} + \text{報酬比例額} (+ \text{加給年金額})$$



(2) 障害者特例

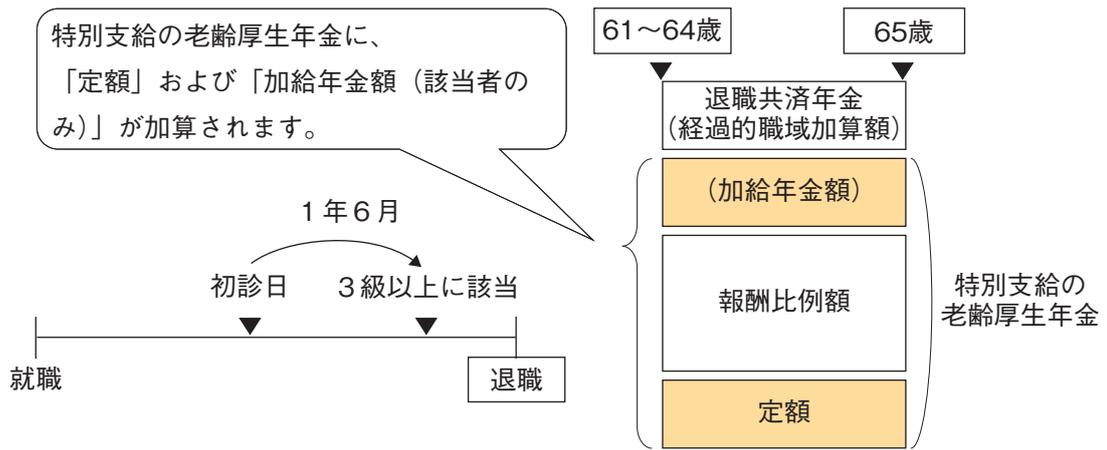
昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方（支給開始年齢に達している方に限ります。支給開始年齢は 15 頁参照。）で退職し、かつ、障害の程度が厚生年金保険法施行令に定める 3 級以上の等級に該当（注）する状態にあるときは、特例による年金額を受けることができます。

これを「障害者特例」といい、その請求のあった翌月から、基本となる報酬比例額に特例として定額および加給年金額（該当する場合のみ）が加算された年金額を受けることができます。

なお、障害厚生年金や障害共済年金などを受給中の方は、特例の適用が受けられる時点に遡って請求したものとみなされますので、実際の請求時点と異なる場合があります。

（注）初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日以後（または同日前に症状が固定したとき）に 3 級以上の障害状態にあるときをいいます。

$$\text{年金額} = \text{定額} + \text{報酬比例額} (+ \text{加給年金額})$$



■年金額は、それぞれ次のように求めます。

定 額

※「長期加入者特例」または「障害者特例」が適用される方に限り加算されます。
(17～18頁をご覧ください。)

$$\begin{array}{c} 1,630\text{円} \\ (\text{定額単価}) \times \text{第2号厚生年金被保険者期間の月数(注)} \\ (\text{令和2年度}) \end{array}$$

(注) 第2号厚生年金被保険者期間の月数が480月を超えるときは、480月を限度に計算します。

報酬比例額

報酬比例額は、次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ (\text{令和2年再評価による水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{7.125}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ (\text{令和2年再評価による水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{5.481}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以後の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array}$$

従前保障額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ (\text{平成6年水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{7.5}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \begin{array}{c} 1,000 \\ (\text{令和2年度}) \end{array}$$

ロ 平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ (\text{平成6年水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{5.769}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以後の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \begin{array}{c} 1,000 \\ (\text{令和2年度}) \end{array}$$

- 昭和21年4月1日以前に生まれた方は、給付乗率が異なります。
- 平均標準報酬月額と平均標準報酬額の計算については、108頁以降をご覧ください。

加給年金額

厚生年金の被保険者期間（第2号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の厚生年金被保険者期間も含みます。）が240月以上である老齢厚生年金の受給権を有する方（受給権者）によって生計を維持されている65歳未満の配偶者（注1）や子（注2）がいるときには、原則として受給権者が65歳となってから（注3）加給年金額が加算されます。

なお、一般的には、次の2つのいずれの要件も満たしているときに生計維持関係があると認められます。

- ① 生計を共にしていること（同居していること）
- ② 恒常的な収入が850万円未満（または、所得額が655万5千円未満）であること

（注1） 配偶者の条件が65歳までとされているのは、65歳からは配偶者自身の老齢基礎年金が支給されることによるものです。

したがって、配偶者が65歳に達した翌月分からは加給年金額が加算されなくなりますので、その分年金額が減額となります。

なお、老齢基礎年金の請求については、最寄りの年金事務所におたずねください。（一定の条件に該当するときは、この加給年金額に替わるものとして配偶者の老齢基礎年金に「振替加算」が加算されます。）

（注2） 子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満で障害の程度（※）が1級または2級に該当し、かつ、婚姻していない方に限ります。

（※） 障害の程度は、厚生年金保険法施行令に定められている障害等級によります。

（注3） 昭和28年4月2日以後に生まれた方は、原則として65歳から加給年金額が加算されます。（ただし、「長期加入者特例」または「障害者特例」が適用される方は特例適用時点から加算されます。）

○加給年金額

（令和2年度）

配偶者	加給年金額
	390,900円

※受給権者が昭和18年4月1日以前生まれの場合は、加給年金額が異なります。

子	2人目まで1人につき	224,900円
	3人目から1人につき	75,000円

加給年金額の停止

加給年金額の加算の対象となっている配偶者が次のいずれかに該当したときは、加給年金額の支給は停止されます。

- 配偶者自身が、被用者年金制度から平成27年9月以前に受給権を取得した老齢厚生年金や退職共済年金（加入期間が20年以上のものか、20年以上あるとみなされるものに限ります。）を受けているとき
- 配偶者自身が、平成27年10月以後に受給権を取得した老齢厚生年金を受けていて、年金の計算基礎となっている期間（2以上の厚生年金被保険者期間にかかる老齢厚生年金を受けているときは合算した期間）が240月以上であるか、または、240月以上あるとみなされるとき
- 配偶者自身が、公的年金制度から障害（厚生）年金、障害基礎年金を受けているとき

加給年金額の失権

加給年金額は、次のいずれかに該当したときには加算されなくなります。

- 配偶者や子が死亡したとき
- 配偶者や子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき
- 配偶者が離婚または婚姻の取消しをしたとき
- 配偶者が65歳に達したとき
- 子が受給権者の配偶者以外の方の養子となったとき
- 養子が受給権者と離縁したとき
- 子が婚姻したとき
- 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき、または2級以上の障害の状態にある子が20歳に達したとき

2

本来支給の老齢厚生年金（65歳から支給）

特別支給の老齢厚生年金を受ける権利（受給権）は65歳で消滅することとなりますが、65歳からは本来支給の老齢厚生年金が支給されます。

なお、在職中は、原則として年金の支給が停止されますが、年金の月額と総報酬月額相当額（賞与を含めた1か月あたりの賃金）の合計額によっては年金額の一部（または全部）が支給されることがあります。（65歳未満の場合と65歳以上の場合ではこの在職支給停止の計算方法が異なります。詳しくは30頁以降をご覧ください。）

受給要件

本来支給の老齢厚生年金は、次の①、②の要件を満たしているときに支給されます。

- ① 65歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること（注）

（注）16頁の（注2）をご覧ください。

◎ 請求手続き方法は、88頁以降をご覧ください。

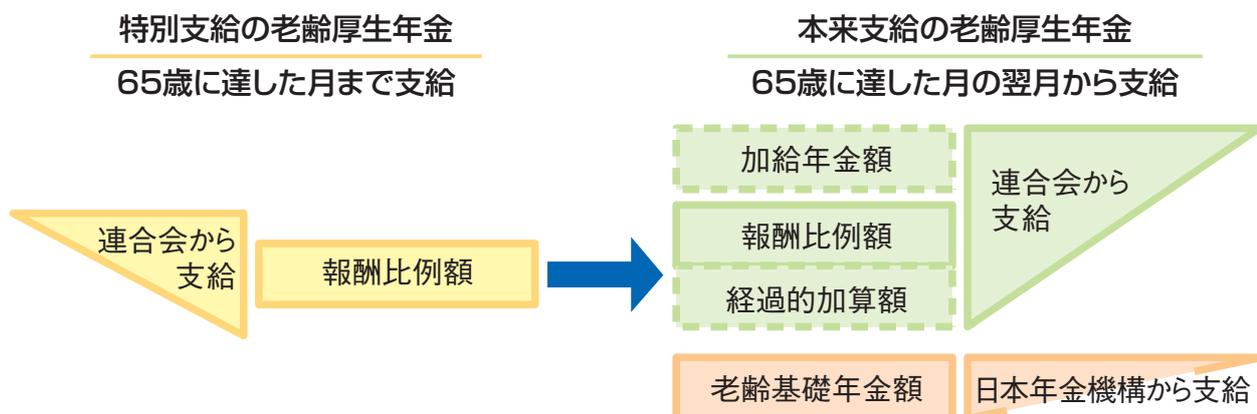
年金額

昭和24年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の本来支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例額については基本的にそれまでに支給されていた特別支給の老齢厚生年金と同額ですが、加給年金額の加算の対象となる配偶者や子がいる場合には、さらに「加給年金額」が加算されます。

また、第2号厚生年金被保険者期間のうち20歳前や60歳以後の被保険者期間などは、老齢基礎年金の年金額の対象とならないため、本来支給の老齢厚生年金に「経過的加算額」として加算されます。

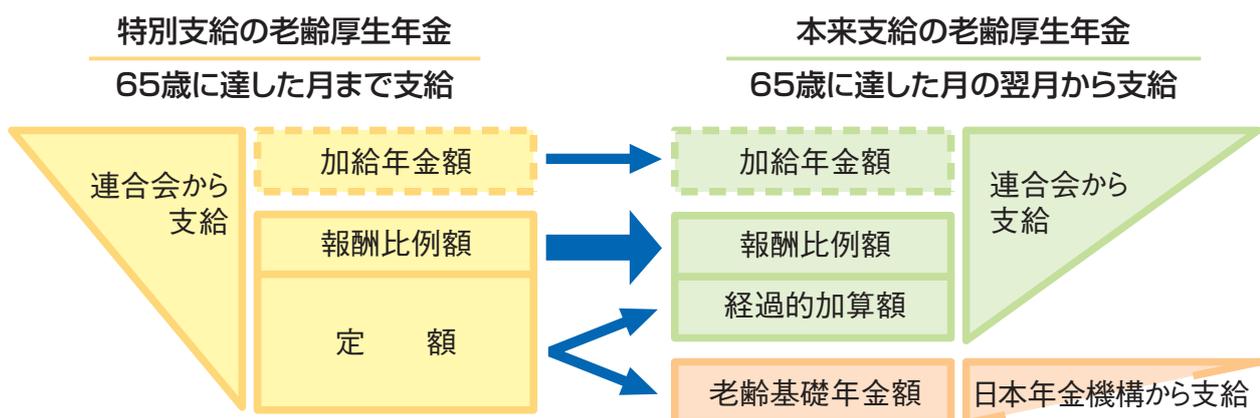
$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} + \text{経過的加算額} (+ \text{加給年金額})$$

年金額の構成



老齢厚生年金

長期加入者特例や障害者特例を受ける方の場合



※ 本来支給の老齢厚生年金の額は、それまで受けていた特別支給の老齢厚生年金の額より減額となりますが、別途、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されることとなりますので、この2つの年金額を合計した額(老齢厚生年金の額+老齢基礎年金の額)は、65歳になるまで受けていた年金額と基本的には同額になります。

経過的加算額

〔特別支給の老齢
厚生年金にかかる〕

経過的加算額 = 「定額」の額 - 老齢基礎年金相当額

(注) (老齢基礎年金の額のうち国共済期間にかかる額)

(注) 特別支給の老齢厚生年金に「定額」が加算されるのは、「長期加入者特例」または「障害者特例」に該当する方(17頁参照)のみですが、本来支給の老齢厚生年金の経過的加算額を計算する際はすべての方について「定額」の計算を行います。

老齢基礎年金（国民年金）の額について

老齢基礎年金の額は、満額で **781,700 円**（令和2年度）です。

ただし、これは国民年金の保険料を納付した期間（保険料納付済期間（☆））が20歳から60歳までの40年間の全部であるときの年金額で、40年に満たないときは次のように減額計算が行われることになっています。

老齢基礎年金の額

$$781,700\text{円} \quad (\text{令和2年度}) \quad \times \quad \frac{\text{保険料納付済期間(☆)の月数}}{480\text{月}}$$

【(☆) 保険料納付済期間等】

次の①と②に掲げる期間が保険料納付済期間等となります。

- ① 基礎年金制度が実施された昭和61年4月1日からの国民年金の第1号から第3号までのいずれかの被保険者（10頁をご覧ください。）で、20歳から60歳までの期間
- ② 国民年金制度ができた昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、次の公的年金制度に加入していた期間
 - 国民年金に加入し、保険料を納付した期間
 - 共済組合の組合員であった期間（注）
 - 厚生年金保険の被保険者であった期間

(注) 共済組合の退職一時金を全額受けた期間は、保険料納付済期間とならない場合があります。

3 繰上げ支給の老齢厚生年金

受給要件

次の①から④までのすべての要件を満たしているときには、年金の支給開始年齢（15頁）に達する前に繰上げ支給の老齢厚生年金を請求することができます。

なお、繰上げ支給の老齢厚生年金は、退職共済年金（経過的職域加算額）や老齢基礎年金（国民年金）の繰上げ請求と同時に行わなければならないが、第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の被保険者期間を有している場合、それぞれの種別の被保険者期間にかかる年金についても、すべて同時に繰上げ請求を行う必要があります。

また、繰上げ支給の老齢厚生年金は、請求日に受給権が発生することとなりますので、請求月の翌月から支給されることとなります。

- ① 60歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること（16頁の（注2）をご覧ください。）
- ③ 被保険者期間が1年以上あること
- ④ 現に国民年金に任意加入していないこと

年金額

繰上げを行った場合の年金額は、繰上げしなかった場合の年金額から「繰上げ減算額」を減算した額となります。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} + (\text{経過的加算額}) - \text{繰上げ減算額} + (\text{加給年金額})$$

繰上げ請求を行った場合には、繰り上げた月数の1月につき0.5%の額が減額されます。（下表参照）
なお、この減額は生涯行われることとなります。

（参考）老齢厚生年金の支給開始年齢と繰上げ年齢に応じた減額率

生年月日	本来の支給開始年齢	繰上げ可能年齢	減額率
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳	60歳0か月～60歳11か月	6%～0.5%
30年4月2日～32年4月1日	62歳	60歳0か月～61歳11か月	12%～0.5%
32年4月2日～34年4月1日	63歳	60歳0か月～62歳11か月	18%～0.5%
34年4月2日～36年4月1日	64歳	60歳0か月～63歳11か月	24%～0.5%
36年4月2日～	65歳	60歳0か月～64歳11か月	30%～0.5%

加給年金額

加給年金の加算要件等については、20頁をご覧ください。

なお、加給年金額は繰上げ支給の対象とはならず、65歳から加算されることとなります。

繰上げ支給の老齢厚生年金を請求したときの老齢基礎年金

老齢基礎年金については本来 65 歳から支給される年金ですが、老齢厚生年金を繰上げて受けることを希望した場合、老齢基礎年金も老齢厚生年金と同時に繰上げて受けることとなります。(25 頁をご覧ください。)

なお、年金額については、繰上げにより減算された額（1 月あたり 0.5% の減額）が、請求月の翌月から支給されることとなります。

繰上げ支給の老齢厚生年金を検討する場合の留意点

繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した場合、その後、次の請求を行うことができなくなります。

- ・ 事後重症による障害厚生年金や障害基礎年金の請求
- ・ 老齢厚生年金の障害者特例請求
- ・ 老齢厚生年金の長期加入者特例の適用

繰上げによる年金額例

- 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が 64 歳（S 34. 4. 2 生～S 36. 4. 1 生）の方が、4 年前の 60 歳 0 か月で繰上げ請求を行った場合

繰上げ前の年金額

老齢厚生年金	1,200,000 円
退職共済年金 (経過的職域加算額)	240,000 円
老齢基礎年金	781,700 円



繰上げ後の年金額

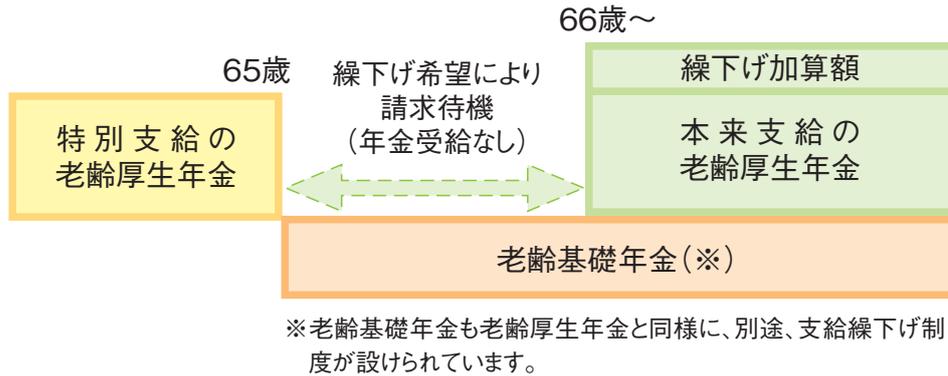
老齢厚生年金	$1,200,000 \text{ 円} \times (1 - 0.5\% \times 48 \text{ 月}) = 912,000 \text{ 円}$	} → 24% 減額
(繰上げ前)	(繰上げ後)	
退職共済年金 (経過的職域加算額)	$240,000 \text{ 円} \times (1 - 0.5\% \times 48 \text{ 月}) = 182,400 \text{ 円}$	} → 24% 減額
(繰上げ前)	(繰上げ後)	
老齢基礎年金	$781,700 \text{ 円} \times (1 - 0.5\% \times 60 \text{ 月}) = 547,190 \text{ 円}$	} → 30% 減額
(繰上げ前)	(繰上げ後)	

老齢厚生年金は支給開始年齢が 64 歳のため、4 年間 (48 月) 繰上げ

老齢基礎年金は支給開始年齢が 65 歳のため、5 年間 (60 月) 繰上げ

4 繰下げ支給の老齡厚生年金

「本来支給の老齡厚生年金」は、65歳に達した月の翌月から受けることとされていますが、受給権者の方の申出により、その支給開始年齢を遅らせて受けることができる制度（老齡厚生年金の繰下げ支給制度）が設けられています。



年金額

繰下げの申出を行った場合の年金額は、65歳時の本来支給の老齡厚生年金の額に「繰下げ加算額」を加算した額となります。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} + (\text{経過的加算額}) + \text{繰下げ加算額} + (\text{加給年金額})$$

65歳時点で本来支給の老齡厚生年金の受給要件を満たしている方の繰下げ加算額は、65歳から受ける場合の額（加給年金額を除く）に、65歳から繰下げ申出を行った月の前月までの期間月数（最大60月）の1月につき0.7%の増額率を乗じて計算します。

$$\text{繰下げ加算額} = \frac{\text{65歳から年金を受けていたとした場合の額} \times \text{増額率 (8.4\% \sim 42\%)}}{(\text{報酬比例額} + \text{経過的加算額})}$$

繰下げによる増額率表

繰下げ請求した月の年齢	65歳に到達した月から繰下げ請求した月の前月の年齢までの月数	増額率
66歳0か月～66歳11か月	12月～23月	8.4%～16.1%
67歳0か月～67歳11か月	24月～35月	16.8%～24.5%
68歳0か月～68歳11か月	36月～47月	25.2%～32.9%
69歳0か月～69歳11か月	48月～59月	33.6%～41.3%
70歳0か月	60月	42.0%

繰下げ支給の老齢厚生年金の請求方法

本来支給の老齢厚生年金の受給要件を満たす見込みのある方には、65歳に達する約2か月前に「年金決定請求書（ハガキ形式の請求書）」が送付されますが、この請求書は提出せずに、繰下げ支給の年金を受けることを希望する時期（66歳から70歳までの間）に改めて連合会にお申出ください。繰下げ支給用の請求書を別途送付します。

なお、70歳に達した後に繰下げの申出を行った場合は、原則として70歳の時点で繰下げ申出があったものとみなして、70歳到達月の翌月から繰下げ支給の年金を受けていただくことになります。

繰下げ支給の老齢厚生年金を検討する場合の留意点

- 加給年金額（配偶者または子にかかる加算額）は繰下げの申出を行っても増額されません。また、65歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受けることはできません。
- 老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険等に参加した場合は、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて年金の一部または全部が支給停止されることとなっています。（30頁をご覧ください。）このことから、65歳以降繰下げ支給の請求を行うまでの間に厚生年金保険等に参加している期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する額は繰下げ支給の割り増しの対象とはなりません。
- 遺族年金や障害年金を受ける権利を有する方は、年金を繰り下げすることはできません。また、66歳に到達した日以降に障害年金や遺族年金を受ける権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。
- 他の実施機関（日本年金機構、私学事業団）から支給される老齢厚生年金を受ける権利がある場合は、それらの年金も同時に繰り下げなければなりません。

このほか、繰下げ支給で年金額が増額されることにより、医療保険・介護保険等の自己負担額や保険料、税金などに影響が生じる場合があります。

繰下げによる年金額例

- 65歳で本来支給の年金を請求せず、70歳0か月で繰下げ請求を行った場合

【計算例1】在職支給停止となった年金額がない場合

繰下げ前の年金額 … 1,200,000 円

《70歳まで繰下げた場合の年金額》

繰下げで増える額 … $1,200,000 \text{ 円} \times 0.7\% \times 60 \text{ 月} = 504,000 \text{ 円}$

繰下げ後の年金額 … $1,200,000 \text{ 円} + 504,000 \text{ 円} = \underline{1,704,000 \text{ 円}}$

【計算例2】年金の一部が在職支給停止となった場合

繰下げ前の年金額 … 1,200,000 円

在職支給停止額 … 960,000 円 ※ 増額の対象になりません。

在職支給停止後の支給額 … $1,200,000 \text{ 円} - 960,000 \text{ 円} = 240,000 \text{ 円}$

《70歳まで繰下げた場合の年金額》

繰下げで増える額 … $240,000 \text{ 円} \times 0.7\% \times 60 \text{ 月} = 100,800 \text{ 円}$

繰下げ後の年金額 … $1,200,000 \text{ 円} + 100,800 \text{ 円} = \underline{1,300,800 \text{ 円}}$

※年金制度改正により、令和4年4月1日から、繰下げ上限年齢は70歳から75歳に引き上げられます。

5

老齢厚生年金の在職支給停止

老齢厚生年金を受けている方が、厚生年金の被保険者等^(※1)に加入しているときは、「年金の月額」^(※2)と「賃金の月額」^(※3)の合計額に応じて、年金の一部または全部が支給停止される場合があります。これを「在職支給停止」といいます。

※1 厚生年金の被保険者等とは、次の方をいいます。

- 「厚生年金保険の被保険者」または「70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方」
- 国会議員または地方議員の議員

※2 「年金の月額」とは・・・

老齢厚生年金の額の12分の1の額をいいます。

※3 「賃金の月額」とは・・・

標準報酬月額と過去1年間の標準賞与額（ボーナス等）の総額1/12の額との合計額をいいます。

在職支給停止の計算方法は、年齢に応じて次のようになっています。

(1) 65歳未満の場合

年金の月額と賃金の月額の合計額が28万円を超える場合は、その超えた額の1/2の額が年金から支給停止されます。

$$\text{在職支給停止額(月額)} = (\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$



※ 賃金の月額が47万円を超える場合は、47万円と年金の合計額が28万円を超える額の1/2と、47万円を超える賃金の額が年金から停止されます。

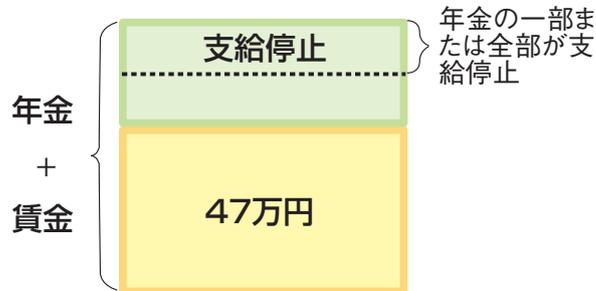
$$\text{在職支給停止額(月額)} = (47\text{万円} + \text{年金の月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{賃金の月額} - 47\text{万円})$$

※年金制度改正により、令和4年4月1日から、65歳未満の在職支給停止額の計算は65歳以上の在職支給停止額の計算と同じになります。

(2) 65歳以上の場合

年金の月額と賃金の月額の合計額が47万円を超える場合は、その超えた額の1/2が年金から支給停止されます。

$$\text{在職支給停止額(月額)} = (\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 47\text{万円}) \times 1/2$$



- ※ 在職支給停止の基準額となる28万円と47万円は、賃金や物価の変動に応じて改定されることがあります。
- ※ 第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の期間にかかる老齢厚生年金を受けている方は、それぞれの種別の期間にかかる老齢厚生年金の年金額を合計した額を基に停止額を計算します。

～在職支給停止の計算例～

年金の月額 10万円

賃金の月額 24万円（標準報酬月額20万円 + 48万円（過去1年間のボーナス等の総額）× 1/12）と仮定した場合

① 65歳未満の場合

$(\text{年金} 10\text{万円} + \text{賃金} 24\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2 = 3\text{万円}$ （在職支給停止額）

☞ 年金の月額と賃金の月額を合計した金額は34万円で、28万円を超える額は6万円となります。

その1/2となる3万円が在職支給停止額となりますので、実際に支給される年金は10万円から3万円を差し引いた7万円となります。

② 65歳以上の場合

$(\text{年金} 10\text{万円} + \text{賃金} 24\text{万円} - 47\text{万円}) \times 1/2 = 0\text{円}$ （在職支給停止）

☞ 年金の月額と賃金の月額を合計した金額は34万円で、47万円を超える額ではありませんので、支給停止される額はなく10万円の年金は全額支給されます。

※年金制度改正により、令和4年4月1日からは、65歳以上で在職中の場合、毎年10月に在職中の期間を反映した年金額の増額改定が行われることとなります。（ただし、在職支給停止が行われます。）

支給額の早見表

この早見表は年金の月額と賃金の月額に応じた1か月あたりの支給額の目安となりますので
ご活用ください。

◆ 65歳未満の場合

(単位:円)

賃金の 月額	年 金 の 月 額								
	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
200,000	60,000	70,000	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000	105,000	110,000
240,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000	90,000
280,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000
320,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000
360,000	0	0	0	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
400,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000	10,000
440,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※太枠内の金額が支給額の目安となります。(0は全額支給停止)

◆ 65歳以上の場合

(単位:円)

賃金の 月額	年 金 の 月 額								
	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
200,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
240,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
280,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
320,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
360,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	115,000	120,000	125,000
400,000	60,000	70,000	75,000	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000	105,000
440,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000
480,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000
520,000	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000

※太枠内の金額が支給額の目安となります。(0は全額支給停止)

6 退職共済年金（経過的職域加算額）

経過的職域加算額とは

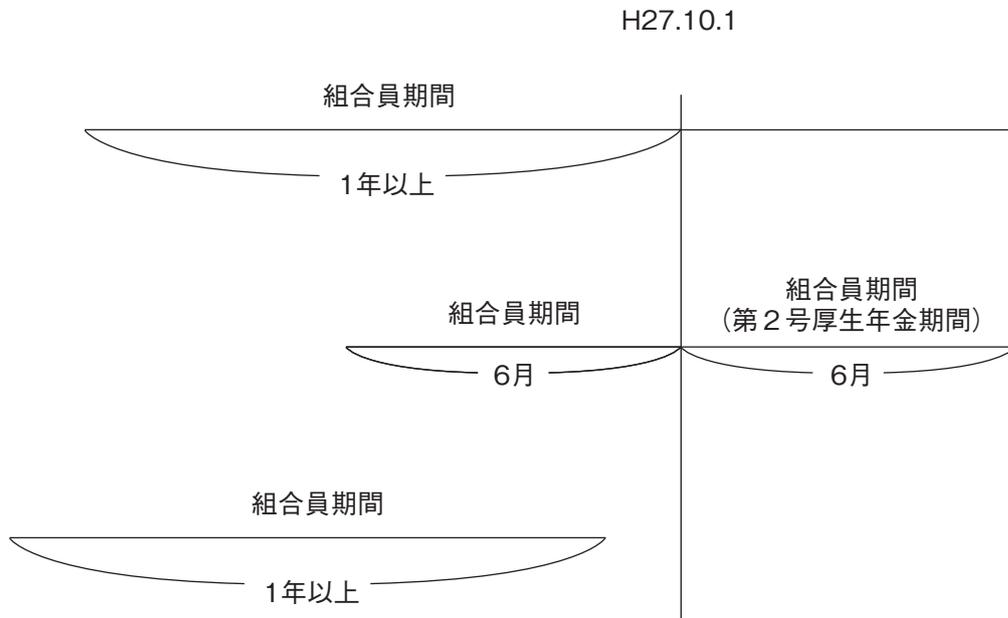
平成 27 年 9 月以前の組合員期間を有する方については、厚生年金とあわせて経過的職域加算額が支給されることとなります。ただし、この経過的職域加算額の計算の対象となる組合員期間は、平成 27 年 9 月までの月数となります。

受給要件

原則として、平成 27 年 9 月以前に 1 年以上の組合員期間を有する方には老齡厚生年金とあわせて、退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

<※次のいずれかの要件に該当しなければ退職共済年金（経過的職域加算額）は支給されません。>

- 平成 27 年 9 月以前に 1 年以上の引き続く組合員期間を有すること
- 平成 27 年 9 月以前に 1 年以上の引き続く組合員期間を有しない場合は、当該期間に引き続く平成 27 年 10 月以後の第 2 号厚生年金被保険者期間と合算して組合員期間が合計 1 年以上となっていること



年金額

$$\text{年金額} = \text{平成27年9月以前の組合員期間にかかる職域加算額}$$

職域加算額の計算

次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和2年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{1.425}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以後の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額(注1)} \\ \text{(令和2年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{1.096}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数(注3)} \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \end{array}$$

従前保障額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{1.5}{1,000} \text{(注2)} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数} \end{array} \times \frac{1,000}{\text{(令和2年度)}} \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以後の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額(注1)} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{1.154}{1,000} \text{(注2)} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以後の} \\ \text{組合員期間の月数} \end{array} \text{(注3)} \times \frac{1,000}{\text{(令和2年度)}} \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \end{array}$$

(注1) 平成27年9月以前の標準報酬月額および標準期末手当等の額を基礎として計算した平均標準報酬額となります。

(注2) 組合員期間の月数が240月(20年)未満であるときの給付乗率は、 $\frac{1}{2}$ を乗じます。

(注3) 組合員期間の月数は、平成27年9月以前の月数となります。

在職支給停止

退職共済年金（経過職域加算額）の受給権者が組合員であるときは、その間、当該年金の支給が停止されます。

支給の繰上げ・繰下げ

退職共済年金（経過職域加算額）については、老齢厚生年金と同様の条件により、当該年金の繰上げ請求または繰下げの申出を行うことができます。

繰上げによる年金額

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額} - \text{繰上げ減算額 (※)}$$

(※) 繰上げ減算額 = 平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額 $\times \frac{5}{1000}$ \times (繰上げを請求した日の属する月から特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数)

繰下げによる年金額

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額} + \text{繰下げ加算額 (※)}$$

(※) 繰下げ加算額 = 平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額 (注) $\times \frac{7}{1000}$ \times (本来支給の老齢厚生年金の受給権取得月 (通常は 65 歳) から繰下げ請求を行った月の前月までの期間月数 (最大 60 月))

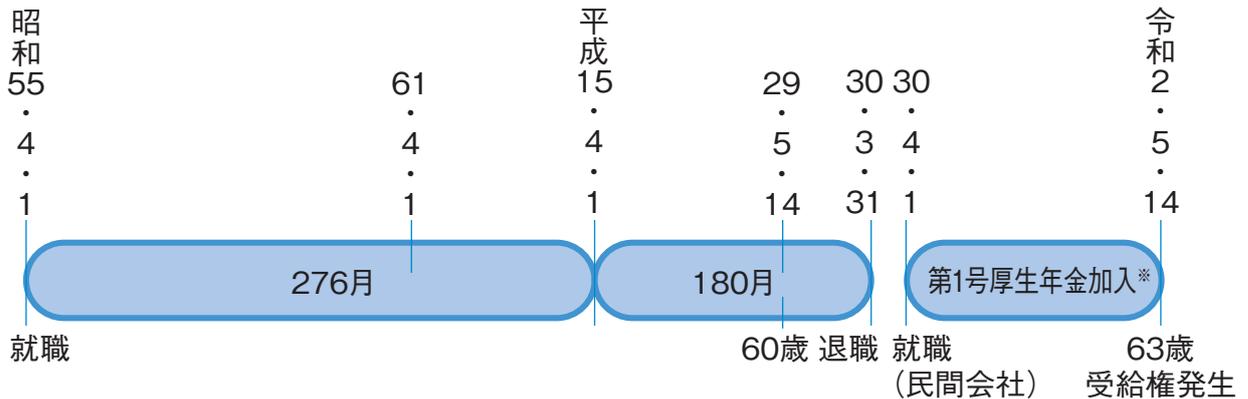
(注) 65 歳以後繰下げ請求を行うまでの間に組合員であった期間があるとき、その期間は年金が支給停止となるため、繰下げによる増額の対象とはなりません。

7

老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の計算例

※「本来水準の額」の計算例を掲載しています。

計算例 1



※第1号厚生年金の被保険者期間分は、日本年金機構にて年金を決定・支給されることとなります。

生年月日	昭和32年5月15日
被保険者期間合計	456月
平均標準報酬月額 (平成15年3月以前)	300,000円
平均標準報酬額 (平成15年4月以降)	650,000円

63歳から

老齢厚生年金

報酬比例額のみ

以下イ+ロ

1,231,227円

計算内訳

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

平均標準報酬月額	給付乗率	平成15年3月以前の第2号 厚生年金被保険者の月数	
300,000円	$\frac{7.125}{1,000}$	276月	= 589,950円

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

平均標準報酬月額 (賞与も対象)	給付乗率	平成15年4月以降の第2号 厚生年金被保険者の月数	
650,000円	$\frac{5.481}{1,000}$	180月	= 641,277円

退職共済年金(経過的職域加算額)

以下イ+ロ 224,850円

計算内訳

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

平均標準報酬月額	給付乗率	平成15年3月以前の第2号 厚生年金被保険者の月数		
300,000円	$\frac{1.425}{1,000}$	276月	=	117,990円

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

平均標準報酬月額 (賞与も対象)	給付乗率	平成15年4月以降の第2号 厚生年金被保険者の月数		
650,000円	$\frac{1.096}{1,000}$	150月	=	106,860円

経過的職域加算額の対象となるのは
平成27年9月までの組合員期間です。

老齢厚生年金

65歳から

老齢厚生年金

報酬比例額+経過的加算額(+加給年金額)

1,249,806円
(+390,900円)

計算内訳

報酬比例額(計算内訳は前頁のとおり)		1,231,227円
経過的加算額		
定額	老齢基礎年金相当額	=
743,280円	724,701円	18,579円
$1,630円 \times 456月$	$781,700円 \times \frac{445月}{480月}$	
さらに、加給年金額(20頁参照)の対象となる配偶者がいる場合には、配偶者が65歳に到達するまで、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。		(390,900円)

退職共済年金(経過的職域加算額)

計算内訳は上記のとおり

224,850円

このほか、国民年金の被保険者期間に応じて、日本年金機構から「老齢基礎年金」が支給されます。(88頁参照)

また、平成27年10月以降の組合員期間がある場合、「退職年金」(退職等年金給付)が支給される場合があります。(58頁参照)